

保護者様

東京都立野津田高等学校長
池戸 成記
(公印省略)

多子世帯における都立学校授業料等支援事業のお知らせ

平素より、本校の教育活動にご協力いただきありがとうございます。

令和2年4月より、標記の都立学校授業料等支援事業が開始されております。(詳細については、カラー刷のチラシをご覧ください。)

この制度は、**所得制限により就学支援金の対象とならない世帯(授業料を納付する世帯)で、扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯**に対し、授業料が半額となるものです。

下記のご案内をお読みになり、申請を希望される方は、経営企画室まで書類を取りに来てください。

記

1. 対象となる世帯

就学支援金の対象外の世帯(世帯年収おおそ910万円以上)[※]で、
保護者等の扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯

↓

※正確には、(令和3年度 区市町民税の課税標準額) × 6% - (区市町村民税の調整控除の額) が
304,200円以上の世帯を指します。

★1年生で、4月に申請された就学支援金の審査結果が「不認定」となった多子世帯の方へ

上記多子世帯に該当するご家庭には、多子世帯支援を申請されることをお勧めいたします。
審査結果を知ってから一か月以内に多子世帯支援の申請をしていただくことで、就学支援金の
申請月(4月)に遡って授業料が半額に減免されます。(まだ審査結果を受け取っていない方は
学校までお問い合わせください)

★2-3年生で、すでに令和4年度多子世帯授業料支援の認定を受けている方は、今回あらため ての申請は必要ありません。

2. 申請書類の配布

野津田高等学校 経営企画室窓口で配布しております。
生徒さんが申請書を受け取りに来ることも可能です。
学校のホームページからもダウンロードできます。

※申請される場合は、上記1の要件を満たしていることを必ずご確認ください。

3. 申請書類の提出

申請書類を経営企画室 窓口に提出、または郵送してください。
生徒さんが経営企画室に提出しても結構です。

4. 提出期限

令和4年7月26日(火) 学校必着

<問合せ先>

東京都立野津田高等学校

経営企画室 多子世帯支援担当

電話 042(734)2311